

▲▼▲▼▲ 子どもの居場所づくり事業補助金 Q & A ▲▼▲▼▲

Q1：特定の町内会や連区、地区に限って開設する子どもの居場所は対象となりますか？

A1：受け入れ地区を限定する場合は補助対象外となります。ただし、子どもの居場所を特定の地区に限って広報・周知するような場合でも、実際集まった子どもたちをその地区に限らず、広く受け入れていただければ、補助対象とします。

Q2：毎回違う場所で開催したいのですが、補助対象となりますか？

A2：補助対象外となります。子どもたちがいつでも安心して通うことができるよう、同じ場所での開催とし、できる限り毎月の開催日や開催曜日を決めるようお願いします。

Q3：お弁当や食材などを配布する事業は対象になりますか？

A3：子どもの居場所づくりを対象としているため、配布のみの事業は対象外となります。

Q4：参加者を事前申込制としてもよいですか？

A4：子どもたちを誰でも広く受け入れることを条件としていますので、申込制とする事業は補助対象外となります。

Q5：子どもの居場所に子どもと大人が同伴した場合、大人も参加者にカウントしてもよいですか？

A5：あくまで、子どものための居場所づくり事業ですので、大人の人数は参加人数としてカウントできません。





Q 6 : 営利目的の企業等が、子どもの居場所づくり事業を実施した場合、補助対象となりますか？

A 6 : 営利事業と子どもの居場所づくり事業の会計を明確に区別していただければ、補助対象とすることができます。

Q 7 : 一宮市の他の部署から補助金を受けている（受ける予定である）が、同じ団体が、「子どもの居場所づくり事業補助金」を申請することはできますか？

A 7 : 子どもの居場所づくり事業と同趣旨で、他の部署から補助金を受けている（受ける予定である）場合は「子どもの居場所づくり事業補助金」を申請できませんが、他の部署から補助金を交付済（交付予定）の事業とは趣旨が異なり、「子どもの居場所づくり事業補助金」の条件を満たす場合は、補助申請することができます。その場合、各事業の会計を明確に区別していただく必要があります。

※会計の区別ができていない場合は、補助金を交付できないこともあります。

Q 8 : 物品を購入する際、注意することはありますか？

A 8 : ①子どもの居場所づくり事業のために物品を購入する際は、個人名義のポイントを使用したり、付与を受けることは避けてください。ポイント規約に反する場合、補助の対象外となることがあります。

②子どもの居場所づくり事業の購入と、個人の購入は、会計を分けてください。会計が分かれていない場合は、補助の対象外となることがあります。

③事業対象期間（2026年4月1日～2027年3月31日）外に使用する物品は補助対象外となります。

